

第3号議案

大阪府教育委員会表彰規則の改正について

大阪府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月18日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

平成21年度より大阪文化賞・大阪芸術賞を廃止し、知事による大阪文化賞として発足させることに伴い、所要の改正を行う。

[施行期日]

公布の日

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府教育委員会表彰規則の一部改正の概要

教育委員会事務局文化財保護課

改正の理由	規則措置を要する理由
<p>大阪府教育委員会表彰規則に規定する大阪文化賞・大阪芸術賞について、平成20年度の財政再建プログラム(案)において「廃止を含めた抜本的見直し」との方向性が示されたことにより、平成21年度から大阪文化賞・大阪芸術賞を廃止し、新しい知事の表彰制度として、大阪文化賞を発足させることにより、規則の一部改正を行う。</p>	<p>大阪府教育委員会事務決裁規則第3条により、規則の改正については委員会が会議の議決により決裁する事項となっているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<p>大阪府教育委員会表彰規則に定める大阪文化賞・大阪芸術賞に関する条項、文言を削除する。 (第2条、第3条第1項、第5条第1号、第7条第2項 関係)</p>	<p>_____</p>
	<p>制度間調整の内容</p> <p>_____</p>
施行予定期日	
公布の日	その他審査の参考となる事項
適用区分	_____

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

大阪府教育委員会表彰規則（昭和四十七年大阪府教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、大阪文化賞・大阪芸術賞」を削る。

第三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一号中「大阪文化賞・大阪芸術賞及び」を削る。

第七条第二項中「第三条第二項」を「第三条第一項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

大阪府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則（案）の要綱

I 規則改正の理由

大阪府教育委員会表彰規則に規定する大阪文化賞・大阪芸術賞については、昭和38年より大阪府知事、大阪市長、府・市教育委員会の4者連名の表彰としてきたため、大阪府教育委員会表彰規則に規定してきた。

平成20年度の大阪府財政再建プログラム（案）において「廃止を含めた抜本的見直し」との方向性が示されたことにより、平成21年度から従来の大阪文化賞・大阪芸術賞を廃止し、新しい知事の表彰制度として、大阪文化賞が発足することにより、規則の一部改正を行う。

【新しい知事表彰の概要】

- ・従来の大阪文化賞・大阪芸術賞を廃止し、知事による大阪文化賞として発足させる。
- ・直近1年間の大阪を代表する旬の活躍をした人物1名を表彰する。副賞なし。贈呈式では知事、市長、受賞者の3者による鼎談を行い、広報を行う。
- ・候補者の推薦は、①府民からのインターネット等による推薦、②推薦委員による推薦の2ルート
- ・各分野の専門家等による推薦委員（20名程度）により予備選考を行い、その後5名程度の有識者による選考委員会で決定。
- ・推薦委員、選考委員には行政関係者は入らない。

【教育委員会の関与の廃止】

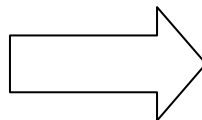
- ・芸術文化の振興は知事部局の主管業務であり、教育委員会は伝統文化、文化財保護を主管するものであることから、それぞれの所管の表彰制度の整理を行う。
- ・府民、市民の代表としての知事及び市長からの直接表彰による顕彰効果を重視することとする。
- ・選考過程への行政機関の関与がないため、教育委員会としての関与も行わない。

II 規則改正の内容

大阪府教育委員会の関与を廃止するため、大阪府教育委員会表彰規則から大阪文化賞、大阪芸術賞に関する条文等を削除する。

【現行】

表彰の種類（第2条）
表彰の範囲等（第3条第1項）
表彰の時期（第5条第1号）
審査会の設置等（第7条第2項）



【改正案】

表彰の種類（第2条）＜「大阪文化賞、大阪芸術賞」の削除＞
表彰の範囲等（第3条第1項）＜第1項を削除し、以下の条項を繰上げ＞
表彰の時期（第5条第1号）＜「大阪文化賞、芸術賞」の削除＞
審査会の設置等（第7条第2項）＜所要の規定整備＞

改正案	現行
<p>（表彰の種類）</p> <p>第二条 表彰の種類は、文化の日の表彰、大阪スポーツ賞その他の表彰とする。</p> <p>（表彰の範囲等）</p> <p>第三条 文化の日の表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。</p> <p>一 教育功労表彰</p> <p>府下に居住し、若しくは府下に所在する事業所等に勤務する個人（以下「個人」という。）又は府下に所在する団体（以下「団体」という。）で、教育の振興に関し顕著な功績のあったもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、個人又は団体で、教育の分野において、国際的又は全国的規模の審査会等で優秀と認められたもの</p> <p>2 大阪スポーツ賞の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定めるものに対して贈るものとする。</p> <p>一 大阪スポーツ大賞 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 体育・スポーツ（以下「体育」という。）又は体育関係諸活動の振興に関し、特に顕著な功績のあったもの</p> <p>ロ 体育の指導に関し、特に顕著な功績のあったもの</p> <p>ハ 国際的又は全国的規模のスポーツ競技会（以下「競技会」という。）において輝かしい成績を残し、府民に喜びと誇りを与えたもの</p> <p>ニ 体育功労賞 体育又は体育関係諸活動の振興に関し、顕著な功績のあったもの</p> <p>三 優秀選手賞 競技会において優秀と認められたもの</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、委員会が表彰することとが適当と認めるものについては、別に定めるところにより表彰する。</p> <p>（表彰の時期）</p> <p>第五条 表彰は、次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める日に行う。ただし、第一号及び第二号に掲げる表彰について特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>一 文化の日の表彰 十一月三日</p> <p>二 大阪スポーツ賞 十月の第二月曜日</p> <p>三 その他の表彰 随時</p>	<p>（表彰の種類）</p> <p>第二条 表彰の種類は、大阪文化賞・大阪芸術賞、文化の日の表彰、大阪スポーツ賞その他の表彰とする。</p> <p>（表彰の範囲等）</p> <p>第三条 大阪文化賞・大阪芸術賞は、府下の文化又は芸術の向上に特に貢献したのものに対して贈るものとする。</p> <p>2 文化の日の表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。</p> <p>一 教育功労表彰</p> <p>府下に居住し、若しくは府下に所在する事業所等に勤務する個人（以下「個人」という。）又は府下に所在する団体（以下「団体」という。）で、教育の振興に関し顕著な功績のあったもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、個人又は団体で、教育の分野において、国際的又は全国的規模の審査会等で優秀と認められたもの</p> <p>3 大阪スポーツ賞の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定めるものに対して贈るものとする。</p> <p>一 大阪スポーツ大賞 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 体育・スポーツ（以下「体育」という。）又は体育関係諸活動の振興に関し、特に顕著な功績のあったもの</p> <p>ロ 体育の指導に関し、特に顕著な功績のあったもの</p> <p>ハ 国際的又は全国的規模のスポーツ競技会（以下「競技会」という。）において輝かしい成績を残し、府民に喜びと誇りを与えたもの</p> <p>ニ 体育功労賞 体育又は体育関係諸活動の振興に関し、顕著な功績のあったもの</p> <p>三 優秀選手賞 競技会において優秀と認められたもの</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、委員会が表彰することとが適当と認めるものについては、別に定めるところにより表彰する。</p> <p>（表彰の時期）</p> <p>第五条 表彰は、次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める日に行う。ただし、第一号及び第二号に掲げる表彰について特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>一 大阪文化賞・大阪芸術賞及び文化の日の表彰 十一月三日</p> <p>二 大阪スポーツ賞 十月の第二月曜日</p> <p>三 その他の表彰 随時</p>

改正案	現行
<p>（審査会の設置等） 第七条 委員会に表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、第三条第一項に該当するもの又は同条第三項によるもののうち重要なものについて審査するものとする。</p>	<p>（審査会の設置等） 第七条 委員会に表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、第三条第二項に該当するもの又は同条第四項によるもののうち重要なものについて審査するものとする。</p>